

人事院会議議事録

会議日

令和8年2月26日 木曜日

会議の出席者

川本総裁 伊藤人事官 土生人事官
(幹事) 佐々木事務総長、荒竹総括審議官

議題

国家情報局長の新設について

議事の概要

- 議題「国家情報局長の新設について」について、総括審議官から別添のとおり説明があった。
- 議題については、三人事官一致で議決された。

国家情報局長を特別職に指定することについて

令和8年2月
企画法制課

1 経緯

現在、政府において、インテリジェンスの司令塔機能の強化などを目的に、内閣に「国家情報会議」を設置するとともに、内閣情報官を「国家情報局長」に、内閣情報調査室を「国家情報局」に改組・格上げするための法案の提出が予定されている。このうち、「国家情報局長」については、国家公務員法第2条第3項を改正し、特別職として新設することが検討されている。

これに関し、同条第4項において、「人事院は、ある職が（略）特別職に属するかを決定する権限を有する」と規定されていることから、人事院は、内閣官房内閣情報調査室から、特別職の新設に関する協議を受けている。

(注) 特別職の指定の判断基準

特別職とは、何らかの理由により国家公務員法の画一的な適用を排除することを適当とする職であり、その理由や事情は、それぞれの職によって異なる。裁判所、国会、防衛省等の職員以外については、厳密な成績主義に基づく任用制度を基盤とする国家公務員法の適用が適当でないこと、また、職務の特殊性から分限、服務等についても一般職と同一に扱うことが適当ではないと認められた者が特別職として位置付けられている。

2 対応方針の検討

(1) 国家情報局長の職務内容

国家情報局長は、法案上、特別職である国家安全保障局長と同格の位置付けとなっている。また、国家情報局長は、特別職である内閣情報官が従前より掌理している内閣官房独自の情報収集調査事務（内閣法第12条第2項第6号）に加え、重要情報活動及び外国情報活動に関する企画立案・総合調整事務等を掌理し、内閣官房長官及び内閣官房副長官を助けることとされている。

(2) 判断

(1)を踏まえると、国家情報局長は、内閣と一体となって職務を遂行する必要性がより高い官職であると評価できる。

そのため、内閣総理大臣が機動的に適任者を登用することが適当であり、任免や服務等につき一般職と同様の取扱いをすることは当該職になじまないと考えられる。

したがって、人事院としては、国家情報局長を特別職に属すると決定することが適当であると考えため、政府が提出予定である国家公務員法の改正案について、「異議ない」旨を回答することとしたい。

以 上

参考条文

内閣法（昭和 22 年法律第 5 号）（抄）

第 1 2 条 内閣に、内閣官房を置く。

2 内閣官房は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 閣議事項の整理その他内閣の庶務

二 内閣の重要政策に関する基本的な方針に関する企画及び立案並びに総合調整に関する事務

三 閣議に係る重要事項に関する企画及び立案並びに総合調整に関する事務

四 行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関する事務

五 前三号に掲げるもののほか、行政各部の施策に関するその統一保持上必要な企画及び立案並びに総合調整に関する事務

六 内閣の重要政策に関する情報の収集調査に関する事務

七～十五 （略）

3・4 （略）

国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）（抄）

（一般職及び特別職）

第 2 条 国家公務員の職は、これを一般職と特別職とに分つ。

2 一般職は、特別職に属する職以外の国家公務員の一切の職を包含する。

3 特別職は、次に掲げる職員の職とする。

一 内閣総理大臣

二 国務大臣

三 人事官及び検査官

四～五の二 （略）

五の三 国家安全保障局長

五の四 内閣官房副長官補、内閣広報官、内閣情報官及び内閣サイバー官

六～十七 （略）

4 この法律の規定は、一般職に属するすべての職（以下その職を官職といい、その職を占める者を職員という。）に、これを適用する。人事院は、ある職が、国家公務員の職に属するかどうか及び本条に規定する一般職に属するか特別職に属するかを決定する権限を有する。

5～7 （略）